

当地に在留・滞在又は渡航を予定している邦人の皆様へ
在イスラエル日本国大使館
2020年2月17日

イスラエル当局による新型コロナウイルスへの対応等に関する情報提供 2/17

(ポイント)

● 2月2日にイスラエル保健省から発表された、中国からの渡航者に対するイスラエル到着後14日間の自宅待機等の国内感染拡大防止措置に関し、2月16日、イスラエル保健省は国内感染拡大防止措置の追加対策とし、以下の内容を発表しましたのでお知らせします。

- 1 過去14日間にタイ、香港、シンガポール、マカオに滞在した者に適用される。
- 2 上記対象国・地域での航空機の乗り継ぎには本件措置は適用されない。

(イスラエル保健省)

英語版 <https://govextra.gov.il/ministry-of-health/corona/corona-virus-en/>
ヘブライ語版 <https://govextra.gov.il/ministry-of-health/corona/corona-virus/>

【ご参考】

(新型コロナウイルスに関する当館から発出したこれまでの情報提供)

https://www.israel.emb-japan.go.jp/itpr_ja/enzen_jouhou.html

(外務省海外安全情報)

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

2 問い合わせ先

在イスラエル日本国大使館

Tel: +972-(0)3-6957292

Fax: +972-(0)3-6960340

Eメール: ryouji@tl.mofa.go.jp

大使館HP: https://www.israel.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在留届電子登録・変更(3か月以上の滞在):

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

たびレジ登録・変更(3か月未満の渡航):

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>